

平成 30 年 7 月 16 日
金融庁

平成 30 年 7 月豪雨にかかる災害を踏まえた金融の円滑化等について

平成 30 年 7 月豪雨により、極めて広範囲にわたって中小企業・小規模事業者
に大きな被害がもたらされているところである。

平成 30 年 7 月 6 日以降、災害救助法の適用があった地域の金融機関に対して、
「平成 30 年 7 月豪雨にかかる災害に対する金融上の措置について」(注)を要
請したところであるが、当該要請の内容について、改めて貴協会傘下の上記地
域に営業店を有する金融機関への周知徹底を図るとともに、本部の指揮の下、
本支店間の連携を密にし、必要に応じ他の金融機関や関係機関等とも連携をと
り、各営業店において、被災者の方々の要請内容を踏まえ、被災者の状況に応
じてきめ細かく弾力的・迅速な対応に努められたい。

(注)「平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨にかかる災害に対する金融上の措置に
ついて」を含む。

各金融機関におかれては、7 月 14 日から 16 日までの 3 連休においても、被
災に遭われた個人や事業者がアクセスできる電話相談窓口等の対応(金融庁の
ウェブサイトでも公表)が行われたところであるが、引き続き、被災に遭われ
た個人や事業者の状況や応急資金の需要等を勘案して、既存の融資にかかる返
済猶予等の貸付条件の変更や、融資手続きの簡便化・迅速化、「自然災害による
被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用にかかる相談に応じること等、
災害を受けている顧客の便宜を考慮した適時的確な措置の実施を徹底するよう
努められたい。

金融庁においては、金融庁の職員を現地に派遣し、中小企業庁等と連携しな
がら、被災個人・事業者や現地金融機関から被害状況やニーズを把握すること
とする。その上で、事業者の既存融資や必要資金の提供に関する問題等への対
応について、金融機関はもちろん REVIC を含む関係機関と協議するとともに、
個人住宅ローン等については、今後、「自然災害による被災者の債務整理に関す
るガイドライン」の活用が重要となるため、金融機関や日弁連を含む関係機関
と協議し(注)、被災者にとって必要な政策対応を策定・実施していく。各金融
機関におかれてはこうした取組みにご協力願いたい。

(注) 今般の災害で住宅ローンなどの返済が困難な被災者においては、「自然災
害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の活用により、取引先

の金融機関に住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができる。金融庁は、金融機関に対して、関係機関と連携しながら、同ガイドラインの周知や相談に応じることを要請している。同ガイドラインの活用スキームにおいては、現地の弁護士会が選定した弁護士が債務整理の支援を行うこととなっている。

また、来店が困難な被災個人・事業者もいることなどの状況を踏まえて、当局からの要請内容やこれに関連する各金融機関の対応方針等について、可能な限り顧客に広く周知するよう努めるとともに、金融機関が訪問して、被災個人・事業者に対して親身かつ積極的に相談、アドバイスを行うよう努められたい。

以 上